

第四十六回 参議院内閣委員会會議録第十号

昭和三十九年二月二十七日(木曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

二月二十五日

兼任

鬼木 勝利君

二月二十六日

兼任

武寿君

武寿君

出席者は左のとおり。

理事

石原幹市郎君

下村 定君

伊藤 頼道君

鶴岡 哲夫君

委員

源田 実君

小柳 牧衛君

塩見 俊二君

林田 正治君

千葉 信君

鬼木 勝利君

向井 長年君

国務大臣

山村新治郎君

国務大臣

山村新治郎君

臨時行政調査会

非原 敏之君

事務局次長

石川 準吉君

行政管理庁行政

局長

事務局側

常任委員会

伊藤 清君

本日の会議に付した案件

○臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔理事下村定君委員長席に着く〕

○理事(下村定君) ただいまから内閣委員会を開きます。

三木委員長が所用、欠席のため、委託によりまして私が委員長の職務を行います。

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続きこれより質疑を行います。

政府側出席の方は、山村行政管理局長官、井原臨時行政調査会事務局次長、石川行政管理局長でございます。

御質疑のあり方は、順次御発言を願います。伊藤君。

○伊藤頼道君 前回お尋ねしたことは臨時行政調査会に対する政府の態度等にお伺いしたわけですが、なおお引き続いてこの問題を一、二お伺いをしたいと思ひます。

一昨年、首都行政について政府は緊急を要する案件として、この問題を臨時行政調査会に依頼しておいたわけですが、これを調査会は受けとめて、この問題を特別部会で検討したわけですが、さらに調査会としては、第二専門部会においてこの検討を進めまして、総合開発行政のあり方について検討を進めてきたわけですが、こういう中で、政府は一方こうやって臨時行政調査会に緊急問題として依頼しておきながら、臨時行政調査会には何らの相談もなし

に、近畿圏の整備法案、こういう法律案を、第四十三だと思ひますが、第四十三国会に提案してしまつたわけですが、これを緊急を要する案件として臨時行政調査会に依頼して、その検討を依頼しておきながら、今度は何の相談もなく、こういう法案、近畿圏整備法案を第四十三国会に出してしまつたというところ、これも前にも申し上げたように、政府のいわゆる調査会に対する態度としては、きわめて遺憾だと思ひます。やはり何となくでも調査会軽視のそしりは免れないのではなからうか、こういうふうな当然こういう問題から受け取れるわけですか。このことに関し、長官どういふふうにお考えになるのか。また、この問題は調査会としていろいろ問題があるかと思ひます。

ので、調査会としての考え方、これについては幸い事務局次長もお見えになつておられますので、調査会側として、どう考えておるかをお聞きをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(山村新治郎君) 御指摘の近畿圏の問題が出ました当時のいきさつにつきましては、私も実は詳しくそのことをつまびらかにいたしておりませんが、政府といたしまして、臨時調査を輕視しているのじゃないかということでございますが、決してそういうことはございません。御存じのように、総理の施政方針の中にもはっきりとこの答申に期待をするという施政方針をいたしたゆえにも、政府がこの臨調を重視いたしましたしておりますところの証左で

ございまするし、なおまた、今回いま御審議願つております法案を提出いたしましたゆえんのものも、ぜひともこの臨調の答申を尊重したいという精神のあらわれでありますことを御了承いただきたいと思います。

なお、そのほかの問題につきまして、事務局より御説明申し上げます。

○政府委員(井原敏之君) 首都圏行政の問題は、いま伊藤先生がおっしゃいました、事務局より御説明申し上げます。

よつて内閣総理大臣が臨時行政調査会に諮問したという形式はとっておりません。ちょうど一昨年の秋に、都政調査会、田中二郎さんが委員長になられた都政調査会というものがございまして、これは首都圏の問題について意見を出したわけでございます。それと前後いたしまして、地方制度調査会も首都圏の問題、東京都の問題について特に言及した答申を出したわけでございます。

す。そういうことがございまして、しかもその都政調査会の答申と——これは都知事に対するものでございまして、けれども、地方制度調査会のそれと、若干ニュアンスの違いがございまして、時の行管長官であります川島国務大臣が、臨時行政調査会の委員会に見えまして、こういう問題について、臨時行政調査会がまとまつた一本のものにして、これを非常に政府としても好ましいというところがありまして、かたがた東京都の問題が大問題だとい

う認識はあつたわけでありまして、御承知のように、調査会は一般的に行政運営なり制度の基本的な事項をやるところであります。特殊問題をやるのは例外という態勢をとつておつたわけでありまして、たまたまそういう政府側からの話もあり、また、東京都の問題は特殊問題といへば非常に緊急であるということでも取り上げて、昨年の八月十三日の改革意見第一号として答申をすることになつたわけでありま

す。

またその間に近畿圏整備本部が政府部内にできましてそのことにつきましても御承知のように、臨時行政調査会の事務局次長は行政管理局の事務次官が法定兼職で業務にたつております。したがつて、政府側においていろいろ強い政治情勢がありまして、近畿圏整備本部設置の要請が強く出てきておるといふようなことは、そのつど事務局長として委員会に対しては連絡をしておつたわけでありまして、ただ、近畿圏の問題につきましては、首都圏の問題のようにこれを特別会を設けて臨調で取り上げるといふことはいたさなかつたわけでありまして、これは内閣としての責任で処理を進められたわけでございますが、首都行政についていろいろ調整を要するといふ必要もあり、緊急であるといふことで取り上げまして答申を急いだわけでありまして、それがその後どうにもなつておらぬ結構について臨調ではどういふふうにか考へておるかといふお尋ねのように承つたわ

けであります。委員会といたしましては、確かに特殊問題であり重大であり、緊急性があるということと答申をいたしたのでありますけれども、これまた一たび内閣に出しました以後は、やはり内閣の責任で問題を進められておるわけでありまして、臨調の中に個々の意見、委員としてのいろいろな意見は確かにございました。しかし、正式に委員会としてそれをどうこういう意思表示はおろかぬわけでございます。なお、このために政府側には行政改革本部を設立され、検討には取組んでおるわけでありまして、その点について委員会として特に不満があるという状況はない次第でございます。

○伊藤道雄君 いろいろ御説明いただき、最終的には委員側には別に不満はなかったということでございますが、私の伝え聞くところによると、政府は調査会に緊急問題として委嘱しておきながら、何らの相談もなく近畿圏整備法案を四十三国会に出してしまつたということについては委員の皆さんが非常に激しく憤慨されたということを受けておるわけなんです。いまの御説明では、別にそういう問題はなかったということでございますが、これはまあここで言うても水かけ論になろうかと思ひますが、さらにこの問題について、首都圏行政についてはいま御説明の一端にもございましたが、調査会が昨年の八月池田総理に対して答申を出して、首都圏庁の設置、それから首都圏評議会、こういう一連の施政について提案があったと思うわけです。ところが、これに対して政府は、いわゆる行政改革本部ですか、そこで検討をするということ、何らこれにまじめ

に受けとめられないで今日までおす。今国会の政府提案の中にも、なかなか首都圏庁設置の法案は見当たらないわけですね。今後出すのやもしれませんが、いままでのところこういうものは見当たらない。一方において非常に緊急問題であるからというので調査会に委嘱しておいて、さて慎重審議の結果について答申したところが、さっぱり、取り上げられないままにもう半年も経過しておる。せっかく国会開会に際してもいまだに提案もない、具体化されていないというところは繰り返して申し上げることでありますが、どうも調査会を軽視しておるのじゃないか、こういう結論を出さざるを得ないわけですね。こういうことについてひとつわれわれが了解できるように御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎君) ただいまの首都圏行政の答申に対して、政府はどういうような態度をもって進んでおるかという御趣旨の質問に対してお答え申し上げますが、この答申を受けて、政府といたしましては、ちようど昭和三十八年の八月二十日の閣議決定改革本部をつくりまして、もうしてこの本部におきまして、いままで六回の行政改革の本部の会議を開いて検討いたしておる次第であります。たまたまちようどそれを受けまして、これから総選挙等がございましたので、おくれしておる課題もございましたが、ぜひこれだけと特別に早く切り離して答申をいただいたたてまえからいって、この通常国会に法案を提出する心がまえでいこうという気持ちで行革本部としてはこの問題の作業に取組んでおった次第であります。しかし、現

実はなかなか実はその間の調整がむずかしい問題でございます。特に重要な問題でございますところのいわゆる広域行政との関連あるいはその後九月までに出るでございましょうところの全般的答申の問題等のかね合ひ等もございまして、実はいろいろ議論が分かれておるのが実情でございます。しかし、いつまでもこの問題について政府が——通常国会に法案を出すというたてまえのもとに努力をしておるわけですが、その問題をあいまいもことしておるべきじゃないという考えを私は持つております。ぜひとも近いうちに行政本部としてこの通常国会に首都圏問題についての法案を出すか出さぬかという結論は出しまして、そうして皆さま方にも御了解を得たいと考えておる次第であります。

○伊藤道雄君 ここで問題にしなければならぬのは、先ほど来伺ひしておるように、政府に都合よく利用できるものについてはさつそく取り上げるけれども、政府に都合よく利用できない審議会等の答申については検討中ということでじんぜん日を送つてなかなかこれを取り上げない。こういうことがこの問題だけに限らず——これはまあほんの一例として伺ひしたわけですが、他にもたくさんあるわけです。こういう一連の、政府は個々に考へて都合よく利用できるものだけは取り上げる、都合よく利用できないものはなかなか取り上げない、こういう弊風があるように感じられるわけです。そうだとすれば、こういう弊風をさつそく取りやめなければ、せっかく多額の国費を費やして審議会等を設けてもこの意義が薄らいでしまうのじゃない

か、こういうことをわれわれは憂えておるわけです。問題はそこにあるわけですね。したがって、この点についてひとつお答えいただきたいと思うわけですね。

○国務大臣(山村新治郎君) 従来いわゆるこの行政改革という仕事はなかなかその所期の目的を達し得なかったという原因がどこにあったかと申しますれば、確かに伊藤委員の御指摘のようない点が多分にあつたように私は個人的見解を持つております。しかし、今回これだけの期待のもとにまた、法の命ずるところによりまして臨調にこの問題をお願いしておる以上は、いまだに答申については十分その趣旨を尊重することはもとよりのこと、たゞいま御指摘になりました、政府の都合でもって、都合のいいところだけをとり、都合の悪いところはとらないというのであつてはならないと思ひます。あくまでも国民全体の奉仕者としての立場において、行政機構がどうあるべきかという観点からその問題は処理すべきものであるという信念のもとに、行政本部としてはこれらの問題と取り組むつもりである次第でございます。

○伊藤道雄君 大体国の、政府の責任者である池田総理についても、この臨時行政調査会設置法案ができた当時、その施政方針等にもこのことを取り上げて言われておつたわけですね。ところが、最初だけであつて、それ以後施政方針の内容をじつと見ておりますけれども、それがほとんど行政改革について臨時行政調査会等のこの面にはさっぱり触れていないんです。最近ややこれらしいことに触れてきたわけ

です。その問題については、前に政府の態度としていろいろお尋ねしたときに伺ひしたのでここでは繰り返しませませんが、あれにしても非常に第三者的なようなきわめて熱意のない表現であつたわけですね。これを要するに、臨時行政調査会が設置された当時だけややそういう熱意に近いものは見えただけでも、その後さつぱり熱意はない。こういうことで今日にきておるわけですね。ということは、総理みずからがあまりこの行政改革には熱意がないのではないかと、こういうことを疑わざるを得ないわけなんです。このことは総理自身に御出席いただいて、直接御答弁いただく以外にないわけですね。けれども、おりせんから、ひとつ長官、総理にかわつて、一体どういふことなのかというところをお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎君) 池田内閣が発足当初におきまして、この行政改革の問題を国民に強く公約いたしましたことは御存じのとおりでございます。したがつて、総理個人のお気持ちといたしましては、おそらく相当の情熱を持ってこの行政改革に取り組む心がまえであると私は考えておる次第でございます。先般も申し上げましたように、ちようどこの前の委員会の前日に、佐藤委員長に総理はお会いになりまして、ひとつぜひ思い切つた案を出してもらいたい、そして根本的に日本の行政改革のために役立つような答申を期待するという激励をされたというので、おそらくその情熱におきましては当初と変わらないものと私は考えております。

○伊藤頼道君 いま申し上げたような態度を総理が持っておるので、一つの具体的な問題をこゝで出してみたいと思ひますが、臨時行政調査会が懸命に検討しているさなかにこういう事例があるわけですが、昭和三十七年、これは第四十回国会ですが、この際検討中であるにもかかわらず、防衛施設庁それから社会保険庁という外局が二つもできた、局が四つ、部が六つ。こういうふうに調査会がせっかく検討中であるにもかかわらず、まだ結論が出ていないのに、こういう機構がこういうふうに変つておる。またさらに、三十八年、これは四十三国会だと思ひますが、部が三つ新たにできておる。さらには今国会提案案のものを調べますと、局は六つ、部が四つ、これはまだ成立はしてありませんけれども、それぞれの設置法が通れば上がる予定になつておるわけですが、申し上げるうちに、このような局部の新設、増設が、調査会の検討中に、結論を待たないでどんどん進行しておる。こういう態度が現実にあつておるわけですから、現実の姿として、長官の立場からいろいろ総理擁護の弁がいまあつたわけですが、これは立場上さもあるわけですが、これは立場上さもあるわけですが、しかし、何とおっしゃるうとも現実にはこういう事例が出ておるわけですが、せつかく臨時行政調査会に機構改革を委嘱しておいて、まだ答申が出ないのに、その答申の精神に沿つてこういうものができたというのならたいへん話はわかるのですけれども、まだ結論が出ないのにこういうものがどんどん新設されておる。これでは繰り返して申し上げるように、多額の国費を費やして、また

天下の人材を集めて臨時行政調査会というものを設置してもその意味はたいへん薄らいでしまふのじゃないかと、こういうふうな当然に考えられるわけですが、これはただひとり私の個人的な考えではないです。当然そういうことが考えられると思ひます。ところが、この現実を通してこういうことを申し上げざるを得ないのを私もきわめて遺憾に思ふのですが、現実の姿がこうなつてあらわれてきておる。こういう点をどのように説明いたしたか、ひとつ長官としてのお考えを伺つておきたい。

○国務大臣(山村新治郎君) たびたび申し上げましたように、臨時行政調査会の臨時の答申の実現のための政府の意向の姿勢といふことにつきましては、これはもう変わらざる方針でございます。したがつて、この答申を待ちまして今後全般的な行政機構の改善に取り組むのでございますが、これは単に部局の問題ばかりではございませんで、全般的な行政機構の問題をお願いしておる次第でございますので、その間に御存じのように、行政の面におきまして実際に内閣といたしましての施策を執行するための必要が生れてまいりますことも政治上の実際でございます。したがつて、今回あるいはその前におきましても臨時の答申が出ないうちに多少とも部局の問題等についての變動がありまことは、やはり一応政府当局としてはこう考へておるといふたてまえのもとにこの局をつくりあるいは部をつくらうと思つておるわけですが、これは臨時行政調査会に、決してこれは臨時を軽視したという意味ではございません。

○伊藤頼道君 いま伺ひしておる事例の中でも、わけて地方農政局、これは非常に問題の多かったいわゆる中央集権の疑い濃厚であるという点から地方農政局の設置についてはたゞいふ異論があつたわけですが、こういうものもいま申し上げたように、結論のないままにこれはきわめて重要な改革であらうと思つておる。それだけではない、今国会提案のいわゆる建設省設置法の中にも地方建設局の設置という問題があるわけですが、これも地方農政局と同様に中央集権の疑いがきわめて濃厚なものであるわけですが、こういうふうに見てくると、先ほどの幾つかの外局——局部の増設、新設、こういう問題と、さらには特設に重要な中央集権につながる地方農政局、地方建設局、これは地方建設局は今後の問題ですが、こういう問題がすでに出され、また、出されようとしておる。こういうところにもどうも長官の口からは決して調査会を軽視ではございません、それとおっしゃつておることはそういうふうにお聞きしますけれども、その長官の明言を裏づけるにはあまりにかけ離れておるのではなからうかと思つておる。長官は軽視ではないとおっしゃるけれども、現実にはこういうふうな軽視してあるとしか考えられない事例が幾つかここに出ておるわけなんです。過去において、そうして現在もそういう傾向が進められようとしておる。この辺に問題があるかと思つておる。この点はいかがですか。

○国務大臣(山村新治郎君) ただいま御指摘の農政局あるいは建設局の問題をはじめといたしまして、いろいろな具体的な問題が、あるいは見方によりますと、答申を待たずしてこういう問題をいじめるということについては、非常に議論としては伊藤委員の御指摘のような疑問が生ずる場面があるかもしれませんが、率直に申し上げますならばそこには生きた政治のむづかしさがあるのではないかと考へておる次第でございます。われわれはあくまでもこの答申が出ました以上におきましては、その答申と正面から取り組んで、十分に尊重して、その実現をはかるつもりでございますが、その答申をお待ちしている間にも、切実な問題として、いろいろ行政面においてこういう部局をつくれというふうな声も反面においてございまして、いろいろな政策を執行するためにこれは必要だといふ判定をいたしました最小限度のものの一応提案したような次第でございますので、その間をひとつ御了承いただきたいと思います。

○伊藤頼道君 ただいま重ねてお答えがあつたわけですが、どうも問題と結びつけた場合には、なかなかおっしゃるとおりには受け取れない節があるというのを申し上げておいて、時間の関係もございまして、次の問題で一、二伺ひしたいと思ひます。

これは第三十九国会であつたと思ひますが、昭和三十六年十月二十八日と三十一日の議事録に出ておりますが、この両日、臨時行政調査会設置法案を当内閣委員会で審議いたしました。その際、私は、時の川島長官に次のようなことをお伺ひしたことがあるわけですが、この調査会は行政制度、運営について検討をなさるのではないのか、諸

制度、運営だけではなく、そのほかの公務員制度についても検討なさるので、はなからうかと心配されるけれども、この点について川島長官のお考えをお伺ひしたい、こういう質問をしたわけですが、これに対して長官は、こうお答えになつておるわけですが、今度の調査会はそのにはねらいがありまして、行政機構の問題であります、私の考へておるこの調査会においては行政機構だけを取り上げて検討いたしました。こういうふうにお答えになつておるわけですが、私は繰り返して伺ひしたことに對して、繰り返して明言されたわけですが、ところが、この調査会が調査を始める、いざ始まるということになると、第三専門部会において、ここに資料がございまして、こゝで拝見したのですが、第三の専門部会において、調査項目の中で、真正面から公務員に関する調査を取り上げておるわけですが、さらに最終的な七人委員会でも、改革意見項目には、公務員問題が審議の対象として取り上げられておるわけですが、こういうことになると、先ほど申し上げた川島長官のおことばも、あり、そして、調査会の第二回の会議でなされた決議があるはずですが、この内容は、調査会の任務遂行に関する基本的態度の決議というものが、第二回の会議で決定されているわけですが、この川島長官の言明と、この決議と、いい、こういうものに対して考へた場合、この二つにいずれもともなうのはないかと疑ひを持たざるを得ないわけですが、このことについては、それぞ

その立場、長官、そして事務局次長からそれぞれひとつの問題についてお考えをお伺ひしておきたいと思ひます。

三

三

○国務大臣(山村新治郎君) 前の長官の川島大臣と伊藤委員とのこの御質疑、答弁の御趣旨というものは、要するに、公務員の人員整理を目的としてこの問題を取り扱わないという御趣旨ではなかったかと思うのでございます。また、これは、本案の附帯決議としての趣旨にもございしますので、もとより調査会といたしましては、この趣旨は十分尊重されつつ運営されていると存じます。

なお、調査会の内部の問題につきましては、事務局から御説明申し上げます。

○政府委員(井原敏之君) いまの伊藤委員の仰せでございますが、川島大臣が、臨時行政調査会設置法を御審議をいただくときに、繰り返し申し上げておったことの第一であらうかと思いますが、ただ、私も、その、いまお取り上げになったくだりのところだけ伺いますと、ちょっと私も、多少失礼ですけれども、ふに落ちない点があるわけでありまして、調査会は、御承知のように、行政制度と運営全般の基本的な事項を検討するということが法のたてまえでございまして、前の川島大臣が繰り返し申し上げましたことは、行政整理を目的として今回の改革を考えておられぬ、これが重点であると思えます。しかし、それはいうものの、いろいろやっているうちに、公務員に及ぶのではないかとというようなお尋ねなり何なりございました節にも、公務員の現在の既得権を侵害するということですか、そういうようなことはしないようにする、そういうことをはっきり申し上げたと思えます。したがって、そういうことと臨時行政調査会の委員としては了解

しているわけでございますので、それが第一でございますが、なお、行政改革で行政制度、機構をやるのだということと言ったではないかという仰せでございますが、実は、いま、理屈っぽくありませんけれども、設置法の第二条でも、制度運営の基本事項を討議するということにもなっておりますし、行政改革に取って組んで考えてみますと、一機構の問題には決してとどまらないのでありまして、運営の問題、権限の再配分の問題、さらには、そういう機構や権限の問題だけを追求しておつては、どうしても問題の根本的解決になりませんので、それに当たつております公務員の能率の問題であるとか、その処遇の問題であるとか、職場規律の問題というような運営管理、公務員自体の問題にからざるを得ないことなんでしょう。そういう範囲内において、実は調査会でも検討しているわけでございます。したがって、国会で申し上げました人員整理を目的としていないことは、いまもはっきり確認されているのであります。公務員の実質上の権限がそこなわれることにならぬようにというような配慮も、十分七人委員としては心得て検討を進めているわけでございます。附帯決議の精神あるいは設置法の精神には十分準拠して運営されていると私も確信をして見ているわけでございます。

○伊藤道雄君 長官に重ねてお伺いしますが、前任者の川島長官の言明されたことについては、まあその間にいろいろございすけれども、結局前任者であったことは事実であります。そこで、前任者の言明されたことに對しては、やはりあとを継がれる歴代の長

官がこれを尊重して、今後その実現に最大限の努力をするのはこれは当然だと思ふのです。もしそうでなければ、長官がかかることに方針が変わつてしまふのならば、せっかく国会で審議を重ねても全く意味のないものとなつてしまふから、それは当然なことだと思ふのです。この当然なことをいま一度確認の意味で長官からお答へ願ひたい。

○国務大臣(山村新治郎君) ただいま御指摘の問題は、私も川島長官から事務引き継ぎをいたしておりますし、特に内閣はやはり池田内閣でございまして、川島長官が答へられましたことは、そのとおり、私も今後とも守つていくつもりでございます。

○伊藤道雄君 事務局次長にも重ねていまの点でお伺いしますが、行政機構の改革だけでなく、運営も当然関係してくる、このことは私も承知しております。先ほど申し上げたように、行政改革、運営等についてだけならばよろしいが、公務員制度、公務員という点になると、当然人員整理とか配置転換、こういう問題が当然出てくる問題だ。こういうことをおそれて、そういうものについて検討されるかどうかという点について念を押して伺つたわけですが、もちろんわれわれの主題とするところは、指摘にあつたように、また、附帯決議でも強調されておるうちに、人員整理とか、配置転換について、これは強力に反対し続けておるし、現在もそうであるわけですが、したがって、このことはすなわち人員整理とか配置転換は絶対に行なわぬ、こういう言明がある限りは、この審議過程で公務員制度に自然に触れることは当然であると

思ふのです。したがって、行政改革、そうして機構の改革だけでなく、運営等も当然この調査会で審議があつてしるべきだと思ふ。われわれはこういうことは認めておるわけですが、ただ、いま申し上げた意味で公務員制度が検討されるということになると、これは前の川島長官の言明にももとより、また、いま申し上げたところの決議にももとより、このことを申し上げておるわけなんです。このことをひとつ次長に重ねてお伺いいたします。

○政府委員(井原敏之君) 設置法の条項並びに委員会でおつけになりました附帯決議の趣旨を尊重することはもうすでにはつきりいたしております。ただ、いまの公務員制度に触れないというおっしゃり方なんですけれども、これは公務員制度というものをどういうふうにかへるかでございまして、広い意味ではいまの第三専門部会が扱いました考え方というものは、前回提出いたしました要約にも書いてございまして、けれども、現在の国家公務員法のためえといふものを大体全部に尊重しておるといふ考え方です。しかもその現在の国家公務員法が運営段階で実は非常にまだしものが多いじゃないかということをおぼろしい問題におぼろしいわけでございます。そういう意味では新しいいまの国家公務員法の精神と違ふことを考えるという動きは、現在調査会の中にはございせん。ただ、公務員制度一切に触れるなどおっしゃいますと、これは公務員制度というものの限定という点でございすけれども、昔の非常に身分的な公務員を考えると、特権的な公務員を一部に考えるというやうな問題になりますとまさに問題で

ございすやうが、そういう段階で広く言えば公務員制度の問題にも及ぶ。たとえばこれは婦連のほどはわかりませんけれども、公務員の一部のものについて労働基本権の問題をどういうふうにかへるかと云うやうなことは、そういうことにノータッチで、一体公務員関係の報告というものができるのかどうかという問題も危惧されるわけでございます。また、人員整理を目的としないことは明らかでございますけれども、いまお耳に達しております、太田委員が担当しております機構の統配合の問題で、若干の範囲での配置転換というものはあるいは結論的には出るのはないかという、これも七人委員会の意見を全部保留しておる段階でございすので、私もいままべらば申し上げる段階ではございせんけれども、一切配置転換を目的としないのだというのを、事務局の私の立場からそこまで申し上げかねる。これはしかし、結論がいかに落ちつくものか、まだ未確定の段階でございすので、こういう申し上げ方はどうかと思ひますが、人員整理を目的としないことはこれはつきりした鉄則でございす。調査会の運営で決議しておりますが、いま配転の問題についても一切やらぬといふことを、事務局の次長として当委員会にお約束するという、そういう私責任の者でもございせんし、この問題については今後十分検討されることと思ひます。ただ重ねて申し上げますけれども、現在の公務員の身分的なあるいは現在受けておる権益をそこなうというやうなことは一切考へておりません。これはつきりした調査会の委員の考え方でございます。

これははっきりお答え申し上げます。
○伊藤頭道君 いま御説明のあった中で、人員整理とか配置転換の問題は、前に詳しく申し上げた附帯決議の精神を伺ったときに、長官が十分尊重いたしました。いままた川島長官の言明に對しても、同じ池田内閣の前任者であるから当然これを尊重する、こういうことになれば、人員整理並びに配置転換についてはないよう最大限の努力をするし、また、そういうことはあつてはならない、こういうことに結論が出るわけですが、ただ、事務局次長からの説明は、まだ結論が出ていないのだ、

化、能率化という問題を審議する過程でたまたま公務員問題が出てきた、それに触れてある程度の審議をする。これは取り組み方は根本的に違ふと思ふ、繰返し申し上げてもいいけれども、この点はどうかもう一度に理解したらよろしいのか。もし間違つておつたら御訂正いただきたいと思ふ。どういふお考えですか。
○政府委員(井原敏之君) 当初から公務員制度ないしは公務員問題を取り上げるかまゝというものは少し違ふのじやないかという仰せのように承りました、実は七人委員、それから調査会ができましたのでいろいろ世論とか世間の意見等を伺ひましても、公務員の執務態度と申しますか、不親切であるとか、横柄であるとか、いろいろ公務員に対する批判というものには非常に多いわけでごさいます。実は七人委員も、当初から、行政制度なり運営の改善といふことも、結局はその運営の衝に当たる人間の問題も含めなければ、行政改革は画竜点睛を欠くという意識を当初から持つておつたわけでありました。したがつて、三つの専門部会に分けましたときから、この問題はとにかく人の面からの改革問題だということ、七人委員がはつきり一致で問題意識として取り上げておつたわけでごさいます。制度運営をやつておるうちにいろいろ人間の面をくずさなければだめだということがあつて、おくれればせにその問題を取り上げたというごさでないことははつきりいたしております。しかし、そういうことでございませうけれども、人間の面から見る行政改革は一つの大きな柱であるという認識に立つてやつてはおります。

でも、いま仰せのごとく、非常に逆行的なことを考へておるわけでもありませんし、附帯決議の精神、法の精神に十分従つてやるということとは明らかにございませうけれども、ただ、あとから公務員問題が突然と、運営なり、権限問題を検討しておつたら出てきたといふいきさつでないことは、やはりはつきり申し上げておいたほうがよろしいかと思ひます。お答えいたします。
○伊藤頭道君 まあいづれにしても、配置転換の問題は、結論が出てから、その様子を見た上でまた重ねてお伺ひしたいと思ひます。
次に政府としては、国会に提出する法律案の数を減らす意図から、この国会に国家行政組織法の改正案を出すやうだと、こういうふうに向つておるわけですが、もし出されるとしたらいつごろ出されるのか、まずお伺ひいたします。

○伊藤頭道君 二月十四日の政府与党間の話し合ひで、一応二本立てにしようということがきまつたやうに向つておるわけですが、その二本立てというのは、一応国家行政組織法を改正案を出し、そして各省庁のいわゆる設置法の改正案を出す、その二本立てで出していく、まあそういうことを前提にいたしますと、この国会にもうすでこれを裏書きするかのごとく、各省庁の設置法の改正案が相当数多く出ておるわけですが、まあここに法律名は一々わかつておりますが、こういうふうに考えますと、どうもこれがその二本立てのうちの一本がもうすでに国会に出しておる。あと残されたのは行政組織法の改正案と、こういうことになるので、伝え聞いたことはまさにそのとおりいくやうに考えられるわけですが、そこで伺ひますわけですが、そういう二本立ての方針でお進みになるのかどうかというごさ。それから、もう大体設置法案が相当出ておるものがあるけれども、まだ予定されておるものがあるわけ、どういふものかという問題もあるわけ

です。こういう点についてお伺ひしておきたいと思ひます。
○國務大臣(山村新治郎君) 先ほど申しましたやうに、与党内におきまして強いそういう声のあるのは事実でございますので、政府といたしましては検討はいたしておりますが、ただいまの段階で、いつ出すということを申し上げる段階ではないと考えられます。
○伊藤頭道君 この行政組織法の改正案は、もし出されるとすれば、まあ長官はいつということはまだ言えない、それはそのとおりだと思ひますが、言えないとしても、その国家行政組織法改正案が出れば、そういう法案の審議の際に、当然われわれは審議を進めるわけですが、そこで、この案件は臨時行政調査会の問題ですから、したがつて、それにはここでは触れませんが、けれども、ただ、審議会等の設置に係る面があるわけですが、したがつて、いま一つ、二つお伺ひしたいのは、この行政組織法の改正案と結びつけて、いわゆる審議会等の設置に關連の分だけというふうな制約をしてお伺ひしたいと思ひます。
そこで、まずお伺ひしたいのは、ここで審議会を云々ということをやつておるのを伺ひをしてきたわけですが、もしこの改正案が出されるとすると、改正案の内容としては、調査とか、あるいは諮問機關的な審議会などの設置は、各省庁の設置法によらないで、政令によつて定める、そういう御意向のやうでありますけれども、この点は長官としては、どういふふうにお考えになつておるのか。従来は各省の設置法によつて出されておつたわけですが、そ

これははつきりお答え申し上げます。
○伊藤頭道君 いま御説明のあった中で、人員整理とか配置転換の問題は、前に詳しく申し上げた附帯決議の精神を伺ったときに、長官が十分尊重いたしました。いままた川島長官の言明に對しても、同じ池田内閣の前任者であるから当然これを尊重する、こういうことになれば、人員整理並びに配置転換についてはないよう最大限の努力をするし、また、そういうことはあつてはならない、こういうことに結論が出るわけですが、ただ、事務局次長からの説明は、まだ結論が出ていないのだ、

化、能率化という問題を審議する過程でたまたま公務員問題が出てきた、それに触れてある程度の審議をする。これは取り組み方は根本的に違ふと思ふ、繰返し申し上げてもいいけれども、この点はどうかもう一度に理解したらよろしいのか。もし間違つておつたら御訂正いただきたいと思ふ。どういふお考えですか。
○政府委員(井原敏之君) 当初から公務員制度ないしは公務員問題を取り上げるかまゝというものは少し違ふのじやないかという仰せのように承りました、実は七人委員、それから調査会ができましたのでいろいろ世論とか世間の意見等を伺ひましても、公務員の執務態度と申しますか、不親切であるとか、横柄であるとか、いろいろ公務員に対する批判というものには非常に多いわけでごさいます。実は七人委員も、当初から、行政制度なり運営の改善といふことも、結局はその運営の衝に当たる人間の問題も含めなければ、行政改革は画竜点睛を欠くという意識を当初から持つておつたわけでありました。したがつて、三つの専門部会に分けましたときから、この問題はとにかく人の面からの改革問題だということ、七人委員がはつきり一致で問題意識として取り上げておつたわけでごさいます。制度運営をやつておるうちにいろいろ人間の面をくずさなければだめだということがあつて、おくれればせにその問題を取り上げたというごさでないことははつきりいたしております。しかし、そういうことでございませうけれども、人間の面から見る行政改革は一つの大きな柱であるという認識に立つてやつてはおります。

でも、いま仰せのごとく、非常に逆行的なことを考へておるわけでもありませんし、附帯決議の精神、法の精神に十分従つてやるということとは明らかにございませうけれども、ただ、あとから公務員問題が突然と、運営なり、権限問題を検討しておつたら出てきたといふいきさつでないことは、やはりはつきり申し上げておいたほうがよろしいかと思ひます。お答えいたします。
○伊藤頭道君 まあいづれにしても、配置転換の問題は、結論が出てから、その様子を見た上でまた重ねてお伺ひしたいと思ひます。
次に政府としては、国会に提出する法律案の数を減らす意図から、この国会に国家行政組織法の改正案を出すやうだと、こういうふうに向つておるわけですが、もし出されるとしたらいつごろ出されるのか、まずお伺ひいたします。

○伊藤頭道君 二月十四日の政府与党間の話し合ひで、一応二本立てにしようということがきまつたやうに向つておるわけですが、その二本立てというのは、一応国家行政組織法を改正案を出し、そして各省庁のいわゆる設置法の改正案を出す、その二本立てで出していく、まあそういうことを前提にいたしますと、この国会にもうすでこれを裏書きするかのごとく、各省庁の設置法の改正案が相当数多く出ておるわけですが、まあここに法律名は一々わかつておりますが、こういうふうに考えますと、どうもこれがその二本立てのうちの一本がもうすでに国会に出しておる。あと残されたのは行政組織法の改正案と、こういうことになるので、伝え聞いたことはまさにそのとおりいくやうに考えられるわけですが、そこで伺ひますわけですが、そういう二本立ての方針でお進みになるのかどうかというごさ。それから、もう大体設置法案が相当出ておるものがあるけれども、まだ予定されておるものがあるわけ、どういふものかという問題もあるわけ

です。こういう点についてお伺ひしておきたいと思ひます。
○國務大臣(山村新治郎君) 先ほど申しましたやうに、与党内におきまして強いそういう声のあるのは事実でございますので、政府といたしましては検討はいたしておりますが、ただいまの段階で、いつ出すということを申し上げる段階ではないと考えられます。
○伊藤頭道君 この行政組織法の改正案は、もし出されるとすれば、まあ長官はいつということはまだ言えない、それはそのとおりだと思ひますが、言えないとしても、その国家行政組織法改正案が出れば、そういう法案の審議の際に、当然われわれは審議を進めるわけですが、そこで、この案件は臨時行政調査会の問題ですから、したがつて、それにはここでは触れませんが、けれども、ただ、審議会等の設置に係る面があるわけですが、したがつて、いま一つ、二つお伺ひしたいのは、この行政組織法の改正案と結びつけて、いわゆる審議会等の設置に關連の分だけというふうな制約をしてお伺ひしたいと思ひます。
そこで、まずお伺ひしたいのは、ここで審議会を云々ということをやつておるのを伺ひをしてきたわけですが、もしこの改正案が出されるとすると、改正案の内容としては、調査とか、あるいは諮問機關的な審議会などの設置は、各省庁の設置法によらないで、政令によつて定める、そういう御意向のやうでありますけれども、この点は長官としては、どういふふうにお考えになつておるのか。従来は各省の設置法によつて出されておつたわけですが、そ

れをあらためて政令で設けようとする
お考えのように伺っております。
この点はいかがう理解したよろしい
か、お教えいただきたい。

○国務大臣(山村新治郎君) 国家行政
組織法をこの国会に出せという強い声
の一つは、要するに、あまりにも設置
法その他でもっているいろいろな国会の皆
さま方にお手数をかけておる。これが
むしろ簡易なものについては政令にし
たらいいじゃないかという思想のあり
ますことは事実でございます。しか
し、これをどういうような形で出すか
という点につきましては、一応全般的
なならみ合わせからいって検討中で
ございますので、ただいまどうい
う案を出すかというのを申し上げる段階で
はないということを御了承願いたい
と思ひます。

○伊藤頭道君 ただいま検討中という
名答がございましたので、あまり深追
いはできませんけれども、また逆に考
えれば、政府は、一たん決定すると、
なかなかいいことでも変えませんが
ね。どんないいことでも一たんきめて
しまふとなかなか変えない。こういう
たてまえからいえば、せっかくまだ御
検討中だからこそ、ここでお伺いをし
ながら強い要望を申し上げておきたい
と思ひます。従来も、この審議会等の
増設については非常に問題があったわ
けです。現に、先般申し上げた三十六
年の国会でも、不用になったもの、そ
れから似通つたようなものについて
は、これは統廃合を行なうべきである
とか、あのころたしか百五十ばかりの
審議会があったわけですが、これは国
会の問題になつて、年々増加の一
途をたどつておる、これは整理すべき

である。まあその他のいろいろ附帯決議
の内容もあつて、いろいろ当内閣委員
会でも全会一致の決議がなされたわけ
です。そのことには触れませんが、と
いうふうには百五十の時代でも非常に乱
設のおそれがあるということでも警戒さ
れたわけ、現在では二百九十ほどに増
設されておる。いわゆる行政組織法第
八条によつてすなわち法律によつて決
定される。そういう手のかかる、政府
から見ると手のかかる方法かもしれま
せんが、そういう方法でやつても、な
おかつ乱設の傾向があるというこ
とで、国会では警戒しておつたわけ
です。ところが、今度は安直に手軽に各
省庁の政令で決定できるということに
なると、もうとんだんその数はふえる
というところは当然考えられるわけ
です。非常に手続が簡単ですから、政令
ならば、国会の審議は要らぬわけ
です。こういうことではせっかく附帯決議は
尊重する口ではおっしゃつても、附
帯決議の精神を尊重するなら、それに
逆行するようないふこと、どうも理
解するにやうなことは、どうも理
解しがたい。幸い長官は、いまだ結論
は出ていないのだ、そういう意見もあ
るという意味のお答えで、せっかく検
討中であるというふうな承つた。これ
幸いである。検討中ですから、ひとつこ
ういう精神を十分持つて、従来でさえ
も乱設の傾向があったのだから、こ
うやつて政令で設けることになる、ま
すます乱設のおそれがある、行管の
立場でも各省庁の統制をとるのに非常
に窮地におちいるであらうことも予想
されるわけ、したがつて行管の立
場を考へても、これは慎重に検討すべ
き内容ではなからうかと思ひわけ

す。この点いかがですか。
○国務大臣(山村新治郎君) まだ検討
中の問題でございますので、この問題
の内容についていろいろとお答え申し
上げることは不適当とは考えますが、
ただ、個人的な見解をこの際でもござ
いませうから言わしていただきますな
らば、もとより民主主義体制下におき
ましては、国会の御意見というものを十
分に尊重してあらゆる行政を少なく
ちやならないことは当然でございます
す。したがういまして、この精神だけ
はあくまでも尊重してまいりたいと思
ひます。でございますが、反面におきま
して、確かに与党内の一部におきま
すように、非常にまあ簡易な問題まで
も一々国会のお手数をかけておるとい
う点も、これは政府としては一応検討
を要すべき問題でもあらうと思ひま
す。その間に実は議論が二つに分か
れてままだまらなないというのが現状
でございます。したがういまして、私
どももいたしましては、十分慎重に検
討いたしまして、なお、伊藤委員の御
意見も十分に参考にあつたしまして善
処するつもりでございます。

○伊藤頭道君 もう時間もございま
せんから、最後にひとつ要約的に御要望
を申し上げたいと思ふのですが、前々
からお伺いする中で、附帯決議に対
する益谷前長官の決意の御表明、それ
から川島長官の御表明、それから附
帯決議それ自体の内容、こういう点をあ
わせたうえで、いま長官がおつ
しゃつたように、これはよほど慎重に
検討なさるに、将来を誤る問題にな
りかねないわけ、ただ、私がここ
ではつきり申し上げたいのは、必要な
審議会にまでこれを制約を加えよう、

そういう意図は毛頭ないわけ、必
要なものほとんど法律によつてつ
くつて活用すべきである。ところが、
先日米申し上げるおやうに、いろい
ろそこ問題があつてということが
あつて、正しい方向にいていない。
そういう点についてお尋ねしたわけ
であつて、必要なものは合法的につ
くつてこれを活用するのが、これでそ
行政機構の改革、運営が、そして合
理化、そして効率化が推進されると思
ひます。こういう点でわれわれは、
正当なもの、そして活用されるも
のの審議会等については、決してこれ
に協力することにやぶさかではないわ
けです。こういうような意味合いか
ら、ただいままでの事例から言つと、
非常に乱設の傾向があつて、あまり有
効に使われていない実情があり、乱
設されている。ますますこれが数
がふえて、こういうことを憂える立場
からお伺いしているわけ、こういう
点は一とつかみしめていただいて、最
大限に善処されるよう、強く要望申
上げて、本日の私の質問を終わりたい
と思ひます。

○国務大臣(山村新治郎君) ただいま
の御意見は十分拝承いたしました、善
処いたします。
○理事(下村定君) 他に御質疑はござ
いせんか。別に御発言もなけれ
ば、本日の質疑は、この程度にとど
めます。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十八分散会

第五号中正誤
ベシ段 行 誤 正
六 終わりから
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百
終わりから
相議員 相談委員

第六号中正誤
ベシ段 行 誤 正
六 終わりから
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百
終わりから
相議員 相談委員

昭和三十九年三月四日印刷

昭和三十九年三月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局